

2015年ベトナム民事訴訟法の概要

JICA ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」

JICA 長期派遣専門家

酒井直樹

第1 はじめに

2013年憲法の制定以来、ベトナム国会では、新憲法に適合した法体系を実現すべく、毎年のように多数の法改正又は新法制定を行っている。とりわけ、第13期第10回会議(会期：2015年10月20日～11月27日)は、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法及び行政訴訟法という5つの基本法典の改正法が採択されるというベトナムの司法界が大きく注目される会議となった。

本稿は、このうち、民事訴訟法改正法(以下「新民訴法」といい、特に記載のない場合は同法の条文を示す。)の概要を紹介するものである。もともと、新民訴法は2016年7月1日に施行されたところであるが、裁判所でもその運用について検討が続いている状態であることから、現時点で詳細な解説を試みることは困難であると思われる。そこで、本稿では、旧民訴法からの変更点を中心に概要を報告することとし、詳細な分析は、ベトナム法を専門とする研究者、実務家の皆様の調査研究に委ねたい。

なお、新民訴法の条文については、法務総合研究所国際協力部による仮和訳が行われているが、紙幅の都合上、ここで掲載することは難しい。JICA及び国際協力部のウェブサイトに掲載しているので¹、適宜そちらを参照していただければ幸いである。

第2 新民訴法の概要

新民訴法は、2015年5月20日から開催された第13期国会第9回会議に提出され、同会議での審議を経た後、同年11月25日の第10回会議において採択された²。

全10部、42章、517条で構成されており、2004年民事訴訟法(以下「旧民訴法」又は「旧法」という。2011年3月29日法律番号65/2011/QH12により一度改正されている。)と比較すると、約100か条増えていることとなる。

全体の構成としては、根本から民事訴訟・非訟制度を変更するようなものはなく、旧民訴法での枠組みがおおむね維持されているが、第4部「簡易手続による民事事件解決」は、後に解説するように、今回の改正で新設された部分である。

¹ <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html> (JICA)

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html (法務総合研究所国際協力部)

² ベトナム国会での法律制定過程では、2回の会期で審議、採決するのが一般的な方法であり、1回目の会期で審議し、2回目の会期で採決するという方法が採られる。

第3 新民訴法の主要な改正点

1 争訟原則の充実化

「争訟原則」は、2013年憲法において人民裁判所の審理で保障される原則として明記されたものである（103条5項）。旧民訴法でも2011年改正で論争権の保障として明記されていたが（旧民訴法23a条）、新民訴法では、2013年憲法の規定を受けてさらに充実すべく、同規定を継承しつつ（24条1項）、当事者の資料・証拠の収集・提出権、相手方当事者への通知義務、証拠等に関する意見陳述を義務として定めた（同条2項、3項）。

また、第3節「公判期日における争訟」として1つの節を設け、旧民訴法の規定を整理しつつ、当事者の意見陳述、尋問、証拠調べ等についての手続を定めた（247条以下）。公判期日においては、事実に関する主張や証拠の提出だけではなく、証拠に関する意見や法令適用に関する意見の陳述も含まれることが明記された点（247条1項）、尋問の順序について、旧民訴法222条の規定を改め、当事者、その他の参加者、裁判所、検察官とした点（249条）などが注目される。

2 事件処理において裁判所が適用すべき規範及び法の統一的な適用を目指すための権限の整理

(1) 適用すべき法令の条項に関する基準

従前から、法令に規定がないという理由で裁判を拒否する事態が生じていたことに対処するため、新民訴法では、裁判所が、適用条項がないことを理由に、民事訴訟・非訟事件の解決を拒むことはできない旨の規定が設けられ（4条2項）、適用すべき法令の規定がない場合には、慣習、類似法令、民事法の基本原則、判例、公理の順に判断基準として事件を解決すべきこととされた（43条～45条）。この場合には、検察官の出席が求められる（21条2項）。

このように、裁判所が適用すべき判断基準が新民訴法の規定上明記され、法の欠缺を理由とする裁判の拒否は実際上も起こらないはずであるということとなったが、現場の裁判官からは、基本原則とは何か、判例はどのように使えばよいか、公理であるとされる公平・平等とは具体的にどう考えればよいのか、といった意見が寄せられるであろうことは容易に予想される。これらも、ベトナム法における法の「解釈」として考えるのであれば、裁判所の法解釈権の有無及び範囲をどのように考えるのかについても、議論の整理が必要とされるであろう³。

³ 憲法上、憲法、法律及び国会常務委員会令の解釈権は国会常務委員会に与えられていること（憲法74条2項）との関係で、ベトナムの裁判所には、法解釈権が与えられていないと理解されている。もっとも、判例の選定基準では、一定の解釈を示した判決・決定であることを要件としているようにも理解されるところがあり、実際上も、解釈をせずに法を適用することは困難であるから、「適用」と称して解釈をしているのが実情であろうと思われる。ただ、ベトナム法でいうところの「解釈」(giải thích)は、文言の客観的な意味内容を説明すること以上の意味合いがあるのかも明らかではなく、学問的見地からもベトナムの法解釈については詳細な検討が求められよう。

(2) 判例制度の導入

SPC は、2015 年 10 月に「判例の選定、公布及び適用の手続に関する議決」(03/2015/NQ-HDTP) を制定し、ベトナム独自の「判例制度」をスタートさせた。同議決によれば、最高人民裁判所及び高級人民裁判所の監督審決定並びに同裁判所を始めとする下級審裁判所の判決・決定の中から、裁判所の審理において研究し、適用するためにふさわしいものを判例として選定し、公布することとされている⁴。判例の使い方については、民訴法上は前記(1)のとおりである。

なお、上記の判例制度に関連して、各裁判所の判決・決定をウェブサイトにて公開すべきものとされた(第一審につき 269 条 3 項、控訴審につき 315 条 2 項、監督審決定につき 350 条 2 項、非訟事件につき 370 条 4 項)⁵。

(3) 修正等を要する法規範文書を発見した場合の処理

裁判官は、民事訴訟事件の処理中に、関連する法規範文書で憲法、法律、国会議決、国会常務委員会令、上級国家機関の法規範文書に違反する疑いがあるものを発見した場合は、管轄裁判所の長官に報告すべきこととされ、その報告は、最高人民裁判所長官から、管轄の国家機関に対して、法規範文書の修正等として提議される(221 条 1 項)。公判に付された後である場合や、監督審・再審手続中である場合には、手続は一時停止される(同条 2 項, 214 条 1 項 e 号)。提議を受け取った国家機関は、それを検討して処理することになるが、1 か月以内に返答がない場合には、裁判所は、事件処理のために、より上位の法令を適用する(221 条 3 項)。

判例制度とあいまって、法の統一的な適用を実現するために設けられた制度であると思われるが、矛盾抵触のおそれのある法規範を事後的に修正したとしても、法律行為が行われた時点など事件処理に適用される法規範までも遡及的に修正されることになるのかという問題も当然ながら提起されることが考えられる。今後、運用に着目するとともに、この制度の意義、理論的問題にも注目する必要があるかと思われる。

3 簡易な手続による事件処理の導入

(1) 簡易手続(裁判官単独による裁判手続)

ベトナムの裁判手続では、従前から、第一審における人民参審員の関与が必須とされており、裁判官 1 名及び参審員 2 名の合議体による審理が行われていたが、事実関係に争いがないような事件であっても常に参審員を含む合議体の審理が求められることで、事件処理の長期化やコストの増大を招いているとの指摘がされてきた。

⁴ 2015 年 8 月時点で、6 件が「判例」として選定されており、SPC のウェブサイト、「裁判所雑誌」等で公開されている。

⁵ ウェブサイトで公開された裁判例であっても、「判例」としての選定手続を経ない限りは、事件解決の基準たる「判例」とはならない。その意味では、裁判例の公開は、裁判所の情報公開の一環として行う意味合いが強いのではないかと思われる。もっとも、公開された裁判例を読んだ外部の者が、「判例」としてふさわしいものを推薦していくということは機能として期待されているであろう。

そのため、2013年憲法制定前から、迅速かつ効率的な裁判所の事件処理を実現するために新たな裁判手続を導入する必要性が議論されてきており、2015年3月31日まで実施されていた法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2（以下「前プロジェクト」という。）でも、短期専門家を招いての現地セミナーを実施するなどして情報提供を行ってきたところである。

2013年憲法では、人民参審員の参加を原則として維持しつつ、例外として「簡易手続」による場合には裁判官単独での裁判を認め（103条1項，3項），今回の改正では、これに呼応して「簡易手続」を導入した。もっとも、「簡易手続」による処理を認める事件の基準，管轄裁判所などについて，起草段階や国会審議段階でもさまざまな意見が提示されていたようであり，訴額による区分，事件の類型による区分等さまざまな意見が提出されていたようである。最終的には，事実関係が明らかであって裁判所自らが証拠収集をする必要がなく（317条1項），当事者の呼出等にも支障がないような事件を対象と定めることとした（317条1項，2項）。簡易手続の要件については，今後，SPCにおいて具体的な指針を示すことになるであろうが，当事者間の争いの有無，証拠の明白性という定性的な基準を裁判所の判断に委ねてしまうと，被告がとりあえずは原告の主張について争う姿勢を示したりすれば簡易手続によらない手続により処理されることとなってしまうし，簡易迅速な処理を目指す制度としては，いささか安定しない制度設計となっているように思われる。また，当事者の住所が明らかであること（317条1項b号）が要件とされていることから，被告の所在が不明だが証拠上権利があることが明らかであるような事件が対象から外れてしまっており，簡易手続の適用対象としてはかなり限られてしまっているようにも思われ，将来的には今後の運用を踏まえた検討が必要であろう。

(2) 訴外和解の承認手続の導入

簡易な手続による事件処理という文脈では，訴外和解の承認手続（416条以下）についてもここで紹介しておきたい。

従前から，訴外で成立した和解について債務名義性を認めるかどうかということが議論されてきたが，2011年の旧民訴法改正時には見送られた経緯がある⁶。今回の改正では，和解に関する法律に基づいて成立した訴外和解について，裁判所の承認手続を経ることで，民事判決執行に関する法令に基づく執行を可能とするものである（419条9項）。なお，訴外和解の承認手続は，非訟事件の一種として規律されている。

⁶ ICD NEWS 第53号「ベトナムのグラスルーツ和解に関する関連法規」参照。なお，同記事で紹介されているグラスルーツ和解に関する規定は，グラスルーツ和解法（35/2013/QH13）として法律に昇格し，同法は，2014年1月1日から施行されている。

4 管轄規定の整理（2014年人民裁判所組織法への対応）

ベトナムでは、2014年に人民裁判所組織法（62/2014/QH13）が制定され、裁判所組織にも改革が行われた。具体的には、最高人民裁判所の一部門として存在していた控訴審法廷が全国3か所（ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市）の高級人民裁判所⁷として独立し、家庭・未成年者法廷が6つ目の専門法廷として規定された⁸。新民訴法でも、それに対応する形で管轄規定が整理された。

まず、高級人民裁判所の審級管轄であるが、①法的効力を有する省級人民裁判所又は県級人民裁判所の判決又は決定に対する監督審（337条1項、354条2項）、②省級人民裁判所が第一審である事件の控訴審（人民裁判所組織法29条1項）とされた。これに呼応して、最高人民裁判所は、高級人民裁判所の判決又は決定に対する監督審を行うこととされた（337条2項）。また、高級人民裁判所は、自らの管轄地域内の裁判を監督すべきこととされた（18条）。つまりは、旧法下での最高人民裁判所（及びその控訴審法廷）が有していた権限を高級人民裁判所との間で分担し、最高人民裁判所は、全国における厳正で統一的な法適用の実現という任務に集中することとなった。

また、婚姻関係、親子関係等に関する事件は、外国要素を有するものや外国判決の承認執行事件を除き、県級人民裁判所が第一審を担当することとされており（35条1項a号、2項b号、3項）、省級人民裁判所の家庭・未成年者法廷は、県級人民裁判所の管轄以外の婚姻・家庭事件の第一審及び県級人民裁判所の第一審判決又は決定に対する控訴審を担当すべきものとされた（37条1項a号、b号、38条2項）⁹。

5 監督審に関する規律の整理

監督審に関する規律についても、若干改正されている。

まず、監督審の要件であるが、①結論が客観的事実関係と矛盾する場合、②重大な手続違反の場合、③法律の適用の過誤の場合という3類型には変更はないが（旧民訴法283条、新民訴法326条1項参照）、いずれの要件についても、当事者の権利若しくは合法的利益の侵害又は国家若しくは公共の利益の侵害（③のみ）という要件が新たに付加された（326条1項）。上記①ないし③の基本要件に該当するような場合であれば、上記の権利等も侵害されているという場合が多いのではないかという疑問はあるが、監督審の申立てについて権利侵害要件による絞りをつけることで、真に救済が必要な事件への資源集中を図ろうとしたものと考えられる。

また、監督審の申立権者は最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、高級人民裁

⁷ 英語では「Superior Court」（＝上級裁判所）として訳されることもある。

⁸ 新人民裁判所組織法の概要については、ICD NEWS 第63号「ベトナム新裁判所法、検察院法、企業法、投資法及び民事判決執行法の概要」（<http://www.moj.go.jp/content/001150471.pdf>）を参照されたい。

⁹ 家庭・未成年者法廷については、2016年8月現在、ホーチミン市人民裁判所（省級）に設置されたものが全国唯一である。

判所長官及び高級人民検察院長官に限られ、省級人民裁判所長官は申立権を有しないこととなった(331条)。省級人民裁判所長官は、監督審の要件があると思料する判決・決定を発見した場合には、高級人民裁判所長官又は最高人民裁判所長官に対して監督審の開始を建議することとなる(327条3項)。

監督審裁判所が出す結論としては、旧民訴法下では、原審判断を維持する、原審を破棄して第一審の判断を支持する、破棄して再審理のために差し戻す、破棄して事件処理を中止するという選択肢しかなかったが(旧民訴法297条)、これらに加えて、原審判断を修正することができるようになった(新民訴法343条5項)。監督審の結論を踏まえると一定の結論に達することが明らかであるのに、破棄して再審理をさせることが煩雑であると指摘されていたところであるので、その対処として、いわば破棄自判を認めることとしたものである。

第4 おわりに

以上のとおり、新民訴法について主要な改正点を中心に概観してきたが、2004年の旧民訴法、2011年の改正を経て、裁判所の主導的地位を残しながらも、当事者の訴訟手続上の権利を充実させる方向性は一貫しており、当事者の権利、当事者の意思の尊重ということは各種セミナー等の活動における参加者の発言からも耳にするところである。同時に、現場の裁判官には、当事者よりも自らが主導しなければならないという感覚がまだまだ根強いように感じられ、新民訴法が定着していくにはまだまだ時間がかかるであろうことが想像される。今後とも、新民訴法を運用するに当たりさまざまな問題が生じるであろうことを踏まえ、更なる研究、改善が適宜行われていくことに期待したい。

なお、新民訴法は、前プロジェクトの下で最高人民裁判所から提示された個別テーマに対応する形で行われた現地セミナーや本邦研修での成果に検討を重ね、他ドナーとの活動等を踏まえて結実したものが多い。この場をお借りして、現地セミナーや本邦研修にご尽力をいただいた裁判実務改善研究会、法務省法務総合研究所国際協力部、最高裁判所、すべてのご協力いただいた関係各位にご報告申し上げるとともに、お礼を申し上げます。

解説記事というにははなはだ不十分な内容であることは自覚しているところであるが、ベトナム法を専門とする研究者、実務家の皆様、関心を有する皆様のご理解の一助となれば幸いである。